

請願第16号	受理年月日	令和6年9月26日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	厚労省から都道府県知事への通達を受けて、医療機関からPMDAへの副反応報告収集の強化を確認するための請願について	
要旨	<p>これまで、新型コロナワクチン接種は任意であり、接種を受ける、受けないは個人の判断とされてきた。しかし、このワクチン接種後に体調不良を訴える方が増え続けている。</p> <p>また、予防接種健康被害救済制度に基づく申請を行おうとしても、資料がそろわない、診療や書類作成を断られる、記入が難しいなどの理由から、申請を行うことすら難しいケースが多くあると聞いている。</p> <p>このたび、厚労省が令和6年8月8日付で「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」を一部改正し、新型コロナワクチン接種者に関する健康被害の報告が強化されることとなった。</p> <p>この事実を速やかに市民に情報提供し、救済が必要な人々が申請等を広く利用できるようにするため、以下の措置を請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 新型コロナワクチンの接種記録を5年を超えて保存するよう特別の措置を取ること。</p> <p>新型コロナワクチン接種は特例接種であり、10年後、20年後に接種者にどのような影響がでるのか、いまだ明らかになっていない。将来的に症状が出た場合のことを考慮すると、接種記録は30年程度の保存期間が必要と思われるため、制度の改正を検討すること。</p> <p>2 新型コロナワクチン接種後の体調不良や予防接種健康被害救済制度を本市の公式サイト及び市政だよりに分かりやすく掲載し、その内容を市民に周知すること。</p> <p>3 救済を必要とする市民からの相談が進むよう、予防接種健康被害救済制度の相談窓口の充実を検討すること。</p> <p>具体的には、名古屋市のような症例集の作成や申請費用の補助のほか</p>	

か、行政職員による申請手続きの代行などを盛り込むこと。

4 現在の予防接種健康被害救済制度は、申請に至るまでの手続きが非常に困難であるため、少しでも利用する人の負担が軽減されるよう、奈良県のように受診証明書等、必要書類の記載マニュアルについて、本市の公式サイトへの掲載を検討すること。

5 市内医療機関及び医師会に対し、厚労省からの通達内容を周知徹底するとともに、新型コロナワクチン接種後の体調不良者の受診を拒むことがないように、行政から医療機関への適切な指導を行うこと。

また、医師会から各医療機関への通達を確実に行うこと。